平成２１年（フ）第１５３９号
東京都多摩市東寺方626番地の２―１―406
債務者　船木ヨシ子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５４０号
東京都多摩市東寺方626番地の２―１―406
債務者　船木　恭子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８６号
熊本県球磨郡多良木町大字多良木2746番地１
債務者　光冨　孝子（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第９２８４号
大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地　府営住宅６―107号
債務者　河田貢市郎
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１１号
沖縄県うるま市勝連平敷屋3645番地
債務者　森屋　智明
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２４１号
沖縄県うるま市みどり町５丁目25番９―202号　ロマーヌ具志川Ａ棟
債務者　我謝　徳松
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２４３号
沖縄県沖縄市字古謝312番地１　プラージュ銀河301
債務者　瑞慶覧飛鳥
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第６８３号
静岡市葵区山崎１丁目23番地の31
債務者　沖山　　努
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２５号
青森市新町２丁目２番１号
破産者　株式会社ホームズ
1　決定年月日　平成22年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６５号
岐阜県羽島市小熊町島３丁目３―１　マイタウン羽島21―11号棟、住民票上の住所愛知県津島市宇治町字旭33番地
破産者　松田久美子
1　決定年月日　平成22年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３４９号
群馬県伊勢崎市波志江町4138番地32、破産手続開始決定時の住所群馬県伊勢崎市日乃出町24番地１
破産者　赤沼　房行
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３５０号
群馬県伊勢崎市波志江町4138番地32、破産手続開始決定時の住所群馬県伊勢崎市日乃出町24番地１
破産者　赤沼留美子
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７５号
奈良市登美ヶ丘４丁目６番14号、申立時の住所奈良市学園緑ケ丘２丁目９番24号
破産者　林　はるみ
1　決定年月日　平成22年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

破産手続終結

平成２１年（フ）第８８４号
東京都品川区二葉１丁目18番13―104、住民票上の住所千葉県八街市朝日241番地３
破産者　吉岡　一男
1　決定年月日　平成22年１月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２３号
岐阜県土岐市妻木町195番地
破産者　株式会社日東建材工業
1　決定年月日　平成22年１月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第２７２６号
福岡市中央区大濠２丁目１番20号
破産者　髙見　俊雄
1　決定年月日　平成21年12月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部